第2次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会(第1回)会議録

[日時・会場]

日時: 平成30年7月31日(火)14:00~16:08

会場:別館3階 第2委員会室

[会議次第]

- 1. 開会
- 2. 委嘱状交付
- 3. 部長挨拶
- 4. 委員紹介
- 5. 委員長の選任
- 6. 委員長挨拶
- 7. 副委員長の指名
- 8. 議題
 - (1) 小樽市都市計画マスタープラン策定委員会運営規程について
 - (2) 策定スケジュールについて
 - (3) 都市計画マスタープランの改定について
 - 1) 小樽市都市計画マスタープランの見直しについて
 - 2) 現行小樽市都市計画マスタープラン【概要説明】
 - 3) 現行小樽市都市計画マスタープラン策定後のトピック
 - 4) 小樽市の都市計画をとりまく社会状況
- 9. 質疑応答
- 10. 閉会

[出席者]

高野伸栄委員、大津晶委員、寺下知志委員、辻勇司委員、臼井広宗委員 三船貴史委員、佐々木かをる委員、米花正浩委員、杉山奈穂子委員 荒谷五十雄委員、増田榮治委員、西野博孝委員、中島史也委員、藤井優委員 瀬能博之委員、高橋浩揮委員(代理出席 山本浩之主幹)

「欠席者]

なし

[説明のための出席者]

(建設部) 上石建設部長、渡部建設部次長

三浦都市計画課長、半田建設部主幹、黒川主査、日達主査、澤野

[議事]

《建設部次長》

少し早いのですが、ただいまから第1回第2次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めます建設部次長の渡部と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、資料の確認をさせていただきます。

「次第」「座席表」「委員名簿」と資料1~4までが本日の資料であります。 不足がございましたら、事務局までお申し付けください。

(一同資料の不足なし)

つづきまして、次第の2番目、

小樽市都市計画マスタープラン策定委員会委員の委嘱状の交付を行います。 本来であれば、市長の職務代理者である総務部長が行うところではございます が、本日は公務のため、代わりに建設部長より皆様に委嘱状を交付させていた だきます。

部長が皆様の席を順次回りますので恐れ入りますが、お名前をお呼びしたら ご起立の上、委嘱状をお受け取りくださいますようお願いいたします。

それでは、部長よろしく、お願いいたします。

(各委員に建設部長より委嘱状交付)

《建設部次長》

ありがとうございました。

委員の皆様の任期につきましては、マスタープラン策定完了までとなっており、平成31年度末までを予定しております。

以上で、委嘱状の交付を終わります。

《建設部次長》

それでは、議事に先立ちまして、建設部長より皆様にご挨拶申し上げます。 建設部長、よろしくお願いいたします。

《建設部長》

ただいま紹介のありました、建設部の上石です。

第1回小樽市都市計画マスタープラン策定委員会開催にあたり、一言ご挨拶 させていただきます。

日頃から皆様には市政の推進に対し何かとお世話になっており、心から感謝を申し上げます。

先ほど司会からも説明がありましたが、現在市長が不在であり、また職務代理者の公務の都合もあり、大変失礼ながら私からマスタープラン策定委員会委員の 委嘱をさせていただきました。皆様におかれましては、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、本市では中長期的な市政の展開方向や主要施策を指針として明らかにする次期総合計画を策定中であります。

今回、皆様にご議論いただきます都市計画マスタープランは、このうち都市計画が担う役割や意味を明確にするための基本方針を示し、将来の目指すべき都市像の実現に向けて、都市づくりを進めていくための計画でございます。

現行計画は、平成15年度に市民参加のもと策定いたしましたが、平成31年度末に目標年次を迎えることから、この度、改定する運びとなりました。

現在、人口減少や少子高齢化などの急速な進行など、本市を取巻く社会状況は 大変厳しく、様々な課題が顕在化してきているところであります。

また、このことから策定中のこの総合計画との整合性を図りつつ、安心快適な 暮らしを持続できる都市づくりを実現するため、皆様からお立場やご経験を踏ま えたご意見等をいただき、計画策定に結び付けてまいりたいと考えております。

大変お忙しい中、長期に渡って参加いただくこととなりますが、ぜひ活発なご 議論いただきましまして、原案をとりまとめていただきたいと思っていますので、 よろしく申し上げます。

大変簡単ではございますが、策定委員会開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

皆様どうぞよろしくお願いいたします。

《建設部次長》

部長、ありがとうございました。

続きまして、委員のご紹介をさせて頂きます。

順に所属団体、お名前をお呼びいたしますので、その場にてご起立願います。 (各委員の紹介)

次に、事務局の紹介をいたします。

(事務局の紹介)

《建設部次長》

続きまして、次第の5、委員長の選出であります。

委員長の選出につきましては、「策定委員会の設置及び運営に関する要綱」で、「委員の互選によって定める。」と規定しておりますので、委員の皆様のご意見を伺いたいと思いますが、ご意見は、ございませんでしょうか。

《A委員》

都市計画分野に精通されていて、現行計画の策定においても委員長に就任されていた「高野委員」が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

(委員より異議なしとの声)

《建設部次長》

ただいま、高野委員が適任とのご推薦がありました。異議なしという声もございますので、ただいまご推薦をいただきました高野委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同賛同)

ありがとうございます。それでは、委員皆様の賛同をいただきましたので、 高野委員に委員長をお願いいたしたいと思います。

早速ですが、高野委員には委員長席に、ご移動いただきたいと思います。

(委員長移動)

それでは、高野委員に委員長就任のご挨拶を頂戴し、併せて次の議題であります、副委員長のご指名と、これからの議事の進行をお願いいたします。 委員長、どうぞよろしくお願いします。

《委員長》

委員長を務めせていただくことになりました高野でございます。どうぞよろ しくお願いいたします。

先ほどご推薦のお話にもありましたとおり、平成 15 年の都市計画マスター プラン策定のときにも携わっておりました。

小樽市は昭和 50 年代、このまちがまだどんどん伸びているときから人口が減少するという状況があり、またそれも一層深刻化している状況でありますけども、全国的には知名度がとても高いまちですし、多くの観光客が訪れてくれています。そういう中で小樽のまちづくりにとって新たな方向・動きを、都市計画マスタープランを策定し広めていく過程で、まちの活性化につながるようにしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

早速議題に移らせていただきたいと思います。

次第の7番目、副委員長の指名でございます。

資料1都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の規定により、あらかじめ副委員長をご指名させていただきます。

小樽商科大学の大津委員に副委員長をお願いしたいと思います。よろしいで しょうか。

(一同賛同)

《副委員長》

よろしくお願いします。

《委員長》

それでは、次の議題(1)「小樽市都市計画マスタープラン策定委員会 運営規程(案)」に移ります。

策定委員会設置要綱第6条の規定には「委員会の運営等に関し必要な事項は 委員長が定める」としておりますが、この運営規程については、委員の皆様に お諮りして決めたいと考えます。

これにつきまして、事務局より説明願います。

《建設部主幹》

資料2の小樽市都市計画マスタープラン策定委員会運営規程(案)につきまして説明いたします。

まず、第1条には、この運営規程の「目的」を定めており、要綱第6条の 規定に基づき、会議の運営に関し必要な事項を定めることとしております。 第2条では、

「会議の公開」について定めており、会議は原則公開としますが、 小樽市情報公開条例第7条に規定する「不開示情報を含む事項を審議する」 場合や、公開することによって審議に支障が生じるような場合は、 非公開もしくは一部非公開にすることができる」としております。

この公開条例の7条で規定する不開示情報とは、個人を識別できる情報等のことであります。

第3条では、

会議開催の事前公表について定めており、会議の日時などを1週間前までに、 市のホームページで公表するとともに、報道依頼によって周知することとして おります。

第4条では、会議を傍聴される方が、遵守しなければならない事項として氏名などを記入の上、入室し静穏に傍聴することなどを定めております。

第5条では、傍聴者の会議資料の閲覧について

第6条では、会議終了後に作成する会議録の記載内容とその配布について 第7条では、作成した会議録や会議資料の公表について定めており、会議録 については、発言委員名や非公開とした事項を除いて公表することや、情報公 開条例第7条の各号に該当する事項については除くこととしております。

公表の方法は、ホームページにより行い、会議開催日の属する年度の翌年度 末日まで公表することとしております。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

《委員長》

ただいま、事務局より策定委員会の運営規程について説明がありました。 概ね、問題があるとき以外は公開してなるべく広くお伝えするという考え方で、この委員会を運営していくうえで必要な規程になります。 ご意見はありますでしょうか。

(一同賛同)

ありがとうございます。今後、この規程に基づき運営を進めさせていただき ます。

次に、議題(2)小樽市都市計画マスタープラン策定スケジュールについて、 事務局より説明願います。

《建設部主幹》

資料3「小樽市都市計画マスタープラン策定スケジュール」について、説明 いたします。

今後の策定委員会開催につきましては、平成 31 年度末までの間、計8回 開催させていただく予定でおります。

平成30年度につきましては、本日の第1回目では、マスタープランの概要 や社会状況について、第2回は、現状と課題、現行計画の取組状況やアンケート結果の報告、第3回は、マスタープランを構成する全体構想と地域別構想の うち、全体構想の部門別方針について検討する予定としております。

次に、平成31年度につきましては、5回の開催を予定しており、第4回の委員会では、全体構想原案のまとめ、第5回では、地域懇談会の内容を踏まえた地域別構想の検討、第6回では、地域別構想原案のまとめ、第7回の委員会では、全体構想と地域別構想をあわせた全体計画原案をとりまとめていただく予定でおります。

最後の第8回では、パブリックコメントの内容について報告いたします。

このほか、住民の意見を反映させる措置といたしましては、

今年の5月に無作為抽出した 18 歳以上 3000 名を対象に市民アンケート 調査を実施しております。

また、平成31年度には、住民の方に参加いただいて、地域毎にあるべき姿などについて意見交換していただく地域懇談会の開催やパブリックコメントを実施することとしております。

次に市町村の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査・審議する都市計画 審議会には、来年の2月に策定状況などについて中間報告を行い、11月には 全体計画について「協議」いたします。その後、再来年の2月には、諮問に対 する答申をいただく予定としており、この答申を受けましてマスタープランを 決定、公表する流れとなります。

策定スケジュールの説明につきしては以上となります。

《委員長》

ただいま、事務局より説明のありました、今年度3回、来年度5回策定委員会を受けて来年度には策定原案作成を行って、都市計画審議会で諮問に対する答申をいただくというスケジュールになります。何かご質問やご意見はありますか。

《B委員》

第7次総合計画が都市計画マスタープランの上位にあって、来年度基本計画を策定すると聞いておりますし、基本計画に対するパブリックコメントを実施すると聞いておりますので、それをスケジュールに入れて、どういう影響を受けてどの時期にどのような調整が行われるのかを次回までにわかるようにしてほしい。

《委員長》

総合計画との時間的な関係が分かるようにしてほしいとのことですが事務 局から説明いただけますか。

《建設部主幹》

総合計画の策定につきましては、次回の議会に基本構想の部分を上程するスケジュールでございます。議会は9月が通常なのですが、今回市長選が挟まるため議会の日程は流動的で10月頃になる可能性があり、基本構想の内容を精査して皆様へお伝えし、それを念頭に都市計画マスタープランの策定に望んでいただく形を考えております。

《委員長》

次回の時にはすでに市議会のほうに概要が上程されているため、それを踏ま

えて次回議論するということです。それらについてもスケジュールに入れてい ただき、総合計画との関係性をつけて次回配布願います。

他にはありますでしょうか。それでは次の議題に移ります。

次に、議題(3)都市計画マスタープラン改定について事務局より説明願います。

《建設部主幹》

都市計画マスタープランの改定について資料4を使って説明いたします。

1ページ目をご覧ください。ページ数は右上に記載してございます。 まず、都市計画マスタープランとは何かということでありますが、

都市計画法第 18 条の2では、「市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、市町村の都市計画に関する基本方針として定めるもの」と定めております。この建設に関する基本方針とは、本市の「総合計画」に当たります。

次に、マスタープランの役割やその内容につきましては、都市計画制度の運用の考え方を示している都市計画運用指針の中に示されており、ご覧いただいております資料は、その抜粋でございます。

この指針では、マスタープランは、「住民の意見を反映し、まちづくりの将来 ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示し、地域別の整備方針を定 めるなど、都市計画の方針として定めることが望ましい」と示されております。 また、マスタープランを定める際には、生活像、産業構造等に関する現況及び 動向を勘案したものとすることが求められております。

この他、マスタープランに含める事項として、「まちづくりの理念や都市計画の目標」のほか、目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対する整備方針等を明らかにした「全体構想」や、あるべき市街地像等の地域像や実施されるべき施策を明らかにした「地域別構想」を含めるよう例示されております。

次に現行マスタープランの見直しの背景などについて説明いたします。 2ページをご覧ください。

まず、①見直しの背景などですが、

現行のマスタープランは、来年度に目標年次を迎えることや社会情勢が変化していることのほか現在策定中の総合計画との整合を図る必要もあり、この度、 見直すこととしたものであります。

次にマスタープランの位置づけといたしましては、

マスタープランは、上位計画の「総合計画」や北海道が定めている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、「みどりの基本計画」や「景観計画」など、関連する計画と連携しながら目指すべき都市像の実現を図るという位置付けとなっております。

また、個別の土地利用、都市施設、市街地再開発事業などの都市計画は、このマスタープランに即すこととなります。

ここで、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について説明いたします。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画区域を市街化区域 と市街化調整区域に区分するかどうかや、区分する際には、その方針を定める とともに都市計画の目標や土地利用のあり方、道路、下水道などの都市施設の 整備方針などについて北海道が定めているものであります。

次に3ページ目をご覧ください。

③見直しの基本的な考え方といたしましては、

人口減少や少子高齢化が進んでいるため、都市計画と連携している課題も含め、持続可能な都市機能を確保するという視点から議論が必要と考えております。

また、今後のまちづくりの全体的な方向性といたしましては、先ほどの説明の繰り返しとなりますが、現在策定中の「総合計画」に即す必要がございます。

次に4月直し作業の進め方につきましては、

まず、関係部局で構成する庁内調整会議で作成した「計画素案」を策定委員会にお諮りして、委員会でとりまとめていただいたものを、「計画原案」として庁内の関係部長会議に提出いただきます。「計画原案」は関係部長会議を経て 「計画案」となり、これを、市長に提出いたします。

この「計画案」を都市計画審議会に諮問し、答申を受け、マスタープランを

最終決定して32年の3月には、公表する予定でおります。

次に4ページ目をご覧ください

ここに示しております表は、総合計画とマスタープランの計画期間を比較した表であります。

現行マスタープランは、2019年までの17年間を計画期間としておりましたが、第2次マスタープランの計画期間は2020年から39年までの20年間としいたます。このことにより、総合計画の改定時期がマスタープラン計画期間のちょうど中間となりますので、これに併せ内容の点検などを実施してまいりたいと考えております。

次に現行マスタープランの概要について5Pと6Pで説明いたします。

現行マスタープランは、1ページの説明でも申し上げましたが、全体構想と地域別構想で構成しております。

5ページは、その全体構想にあたる全体方針の構成を示しております。

一番左側が課題で当時の人口減少や少子高齢化などの社会情勢やアンケート 結果を踏まえ「自然環境と調和した都市の形成」、「生活環境の向上」など7つ の課題をあげ、課題への対応や将来都市像の実現に向けた3つの基本目標と土 地利用の方針等、6部門の方針を設定しております。

次に6ページをご覧ください。

こちらは、地域別構想にあたる地域別まちづくりの方針の抜粋でございます。 現行計画では、市内をご覧の9地域に分け、地域懇談会やアンケート結果を 踏まえて、それぞれの特性を生かした地域毎の目標や方針を定めております。

次に
アページを
ご覧ください

7ページと8ページでは、現行計画が策定されてからの出来事と国や北海道の施策のほか、本市の計画などについてまとめております。

まず、国の動きといたしましては、平成 18 年度に都市計画法が改正されております。法改正の目的といたしましては、郊外への大規模な集客施設の立地など都市機能の拡散が進行していたことから立地規制を強化するなど、コンパクトなまちづくりの推進を図るため改正されたものであります。

また、同年度に北海道が「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」を策

定しております。

この方針のイメージ図を8ページの左側に記載しております。この方針は、市街地の無秩序な拡大の抑制や既成市街地における都市機能の適性立地のほか、都市の機能を中心市街地に集積し、にぎわいづくりを目指す方針となっております。

この後、平成 25 年度には、都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されております。この制度につきましては、8ページの右側にイメージ図を記載しております。制度の内容といたしましては、空き家や空地が不規則に発生する市街地の空洞化がコンパクトなまちづくりの推進に支障となっている状況を踏まえ、空地等の集約等による利用の促進や地域の拠点や中心市街地に医療や商業施設等の都市機能を誘導するほか、居住についても、公共交通沿線に集約されるよう誘導する区域を設定し、拠点間を持続可能な公共交通で結ぶ「コンパクトシティ+ネットワーク」のまちづくりを進める制度であります。

次にアページに戻りまして小樽市の主な計画といたしましては、

平成 20 年度に中心市街地活性化基本計画と景観計画、その翌年度に小中学校の学校規模・学校配置適正化基本計画、平成 28 年度に公共施設等総合管理計画、空き家等対策計画、平成 29 年度に北海道新幹線新小樽駅周辺まちづくり計画を策定しております。

また、今年度につきましては、「総合計画」を策定中であり、原案の抜粋を8ページの右下に記載しております。この原案では、都市的利用の方向性として『地域の拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた「コンパクトなまちづくり」を基調として、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共施設など都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮しやすく機能的な市街地の形成に努める』としております。

次に9ページをご覧ください。

ここからは、本市の都市計画をとりまく社会状況について資料に基づき説明いたします。

9ページの左側にある1~5の項目は、マスタープランに関連する本市をと

りまく社会状況であり、人口減少や空き家空地の発生、老朽化した公共施設の 再編、生活を支える利便施設、公共交通の状況などを上げております。

各項目に対するマスタープラン改定に向けた検討の視点につきまして、その右側に記載しておりますが、これらの視点から目指すべき方向性を検討していく必要があると考えております。

では、これらの社会状況について 10 ページ以降のデータで順次説明いたします。10 ページをご覧ください。

まず、人口減少、少子高齢化の進行に関するデータからご覧いただきます。 左側のグラフは、昭和 55 年以降の人口の推移を示しており、本市では人口 減少が続いている状況の中で、65 歳以上の老年人口の割合が増加しており、 直近の平成 27 年の調査では、その割合が約 37%となっております。

ページの下側の地図で、平成 12 年から 27 年にかけての地区別の人口の増減率の推移を見ますと、南小樽地域などの一部の地域で人口の増加が見られますが、それ以外の地域では減少傾向にあります。

次に 11 ページをご覧ください。

ここでは、人口を人が住むことができる土地、可住地の面積で割ったネット人口密度を地域毎に示しております。中央、山手、朝里地区などでは、平均に比べ高い数値となっております。右側の地図は1 34当りの人口を落としたものですが、中心部や郊外部では住宅団地や高層住宅のあるエリアで比較的高くなっている状況となっております。

次に 12 ページをご覧ください。

将来人口の予測については、本市が独自推計したものと、国立社会人口問題研究所が推計したものがございます。ページ左側の図には、この2つの推計をグラフで記載しており、このうち、青色の線が本市の独自推計によるものであります。本市が人口動向を分析し目指すべき方向性をまとめた人口ビジョンでは、子育てしやすい環境の整備により出生率の向上を図るなど、人口減少を抑制する施策の推進により、図にございます想定1以上想定2以内に収めることを展望しております。

次に人口問題研究所の推計したグラフは、青い線の下にある赤い線で、都市計画における将来人口については、これを参酌すべきとされております。

この推計では、マスタープラン目標年次直後の 2040 年には、6万 9422

人となると推計されております。

右側の地図は2020年と40年の1ヘクタール当たりの人口密度を示してお り、2040年には、大半の地域が既成市街地の人口密度の目安の1ヘクタール 当たり40人を下回ると推計されております。

次に 13 ページをご覧ください

このページは、12ページの将来人口予測を凡例の区分を変えて密度の変化 を見やすくした図で、黄色、ピンク、赤色の区域が 1 ヘクタール当たりの人口 が40人を超える区域を示しております。

2040年では、その範囲は中心部と朝里地域などの一部に見られます。

次に 14ページをご覧ください。

このページは、交流人口について記載しております。

まず、観光客の推移ですが、ページ左側のグラフにありますように、平成 23 年の東日本大震災以降順調にその数を伸ばし、平成29年には800万人を再 びこえるところまで、回復しております。

また、その下のグラフにありますように、道外からの観光客が増加傾向にあ り、特に外国人の宿泊客が増加しております。

本市では、平成 29 年度に小樽観光の目指すべき姿を実現するため「第2次 小樽市観光計画」を策定し、魅力を「深める」、「広げる」、「共有する」3つの 方向性を示しております。この計画の主要施策の中で、日本遺産認定に向けた 取組のうち、北前船寄港地については、今年の5月に追加認定を受けたところ であります。

次に 15ページをご覧ください。

ここでは、観光等の話題として、ブランド総合研究所が毎年インターネット アンケートにより実施している「地域ブランド調査」について示しております。

この調査は、1000の市区町村と都道府県を対象に全国約3万人に対して実 施されており、外からの視点で本市がどれくらい「魅力的」と評価されている のかをランキング形式で見ることができるものです。

この調査結果では、先ほどの観光客数と同じように、2011年以降、順位が 上昇傾向にあります。

ここまで、人口に関わる資料をご覧いただきました。

次ページからは、「市街地の構造」ということで、市街地の広がりや、空地、 空き家について資料をまとめております。

16ページをご覧ください。

左上のグラフは、市街化区域面積の推移を表しており、昭和 50 年~60 年にかけて勝納ふ頭や東南地域等の編入で 376 ヘクタール、平成に入ってからオタモイや新光町、石狩湾新港の編入等により 121 ヘクタール、合計で 497 ヘクタール増加しており、平成 30 年時点では、全体で 4301 ヘクタールとなっております。

現在の市街化区域と市街化調整区域の範囲を、右の図に示しております。

この「市街化区域」とは、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年 以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり「市街化調整区域」は、 市街化を抑制すべき区域であります。

この「市街化区域」と「市街化調整区域」を併せた区域が「都市計画区域」 であり、現行マスタープランの対象区域となっております。

左下のグラフは、人口集中地区DID区域面積の推移を表しており、平成7年以降で見ますと減少傾向にあります。

DIDとは、密集して人が住んでいる地区という意味で、都市的に利用されている地域のうち、人口密度などの一定の基準により設定された区域であり、地方交付税の算定基準などとして利用されております。

右の図は、このDID区域の範囲を示したものであります。市街化区域内の DID区域を朱色、区域外を水色に着色しており、郊外部では区域外が見受けられます。

次に 17ページをご覧ください。

このページは、空地の面積や分布状況の資料となっております。

市内における空き地(可住地未利用地)は平成27年度の都市計画基礎調査では、市街化区域面積の23.9%を占めており、平成18年度調査時に比べ35.6 ヘクタール増加しております。増加の主なものは、未利用宅地が約50ヘクタール増えており、建物の解体によるものと考えられます。未利用地の面積が大きい筒所については右側の地図の中に赤丸で示しております。

次に 18 ページをご覧ください。こちらは、空き家の数と分布状況の資料であります。空き家につきましては、ページの左側の表に本市が平成 28 年に行った調査結果を記載しております。空き家の総数は、調査時点で 2423 件確認しており、このうち、管理状況が不全と判断される空き家が 386 件という結果でした。表の中ほどにあります割合は、建物数に占める空き家の割合を算出したもので、手宮地域など、10 ページでご覧いただいた人口減少率が高い地域でその割合が高い傾向にあります。

次に 19 ページをご覧ください。ここからは、公共施設等の再編などに関する資料となります。

本市では、平成 28 年度に「小樽市公共施設等総合管理計画」を策定し、この中で、今後 40 年間の公共施設の年間維持管理費用を平均で年間 63.3 億円と試算しております。

この額は、現状で維持管理などにあてている費用の 2.9 倍に相当する額であり、人口減少や少子高齢化の状況を踏まえますと、除却や長寿命化(耐用年数 60→80 年)などにより、コストの縮減を図っていく必要があります。

次に20ページをご覧ください。

本市では、平成 21 年に策定した「小樽市立小中学校、学校規模・学校配置 適正化基本計画」に基づき、小中学校の再編に取り組んでおり、この計画では、 小中学校の校数を 42 校から 21 校とするものとなっております。

学校跡地の再利用については、跡利用検討委員会で検討を進めております。 再編に伴い施設を再利用した事例といたしましては、旧堺小学校では市立高

等看護学院、シルバー人材センターなどが入居しているほか、施設内にある地域 活動室は、地域コミュニティの場としても活用されております。

また、旧手宮西小学校は、改修工事を行い現在は北陵中学校として使用しております。このほか、敷地を再利用した事例として、旧量徳小学校の跡地に市立小樽病院を新築しております。

次に21ページをご覧ください。

この図は、都市計画道路の整備状況を表しており、整備事業が完了している「整備済」が黒の実線、用地の確保が済んでいる「改良済」が黒色の点線、「事業中」が赤の実線、「未整備」を赤色の点線で示しております。

本市の都市計画道路は路線数が全体で 60 路線、延長が 148.74 k m ございまして、整備済みの延長は、約87 k m で整備率は約58%となっております。 改良済みを含む未着手や一部未着手の路線は39 路線、62 k m あり、そのうち、長期間未整備となっている路線数は33 路線、延長は約32 kmとなっております。

次に22ページをご覧ください。

このページは、公共施設のうち公営住宅に関する資料でございます。

ページ右側の表1は、管理戸数と入居率、表2は、募集戸数の推移をグラフにしております。

まず、管理戸数につきましては、平成 29 年度では、公営住宅のうち市営が 3081 戸、道営が 1176 戸で、平成 18 年以降では、減少傾向にあるなか、入居率は 80%台で推移しております。管理戸数のうち、入居を募集している戸数 (公募可能住宅戸数)は、平成 18 年では 3696 戸でしたが、耐用年数を越えた住宅などの募集を停止しているため、平成 29 年度では 3410 戸に減少して おります。

次に23ページをご覧ください。

このページでは、まちなか居住に関する資料として、中心市街地の人口など を示しております。

中心市街地におきましては、小樽駅前第3ビル周辺地区の市街地再開発事業による高層住宅や丸井今井跡地にサービス付き高齢者向け住宅が建設されたほか、平成15年度から平成27年度までの間、共同住宅が84棟建設されております。このような状況の中で中心市街地の人口は、平成27年では平成17年に比べ減少しているものの、全人口に占める中心市街地の人口割合は若干増加しているところであります。

次に24ページをご覧ください。

このページの地図には、災害危険箇所と指定避難所を落としております。

まず、危険箇所ですが、本市には、大雨や地震時に土砂災害の発生するおそれがある区域の土砂災害警戒区域等や日本海沿岸で発生する大規模地震による 津波の浸水想定区域、星置川の洪水浸水想定区域がございます。

右の図は、小樽市耐震改修促進計画で公表している「小樽市揺れやすさマッ

プ」で、本市直下で発生した地震(M6.9)による震度の大きさを表しており、 赤色の範囲は、震度6強の揺れとなることを想定しております。

次に避難所ですが、大規模な災害時には、住民が必要な期間、避難生活を送る場所として、市内に 63 箇所の避難所を指定しておりまして、その一覧を次ページに記載しております。

次に26ページをご覧ください。

26~30ページにかけては生活利便施設とその施設がカバーしている範囲の 資料となっております。

まず、身近な生活利便施設となったコンビニエンスストアについては一般的な徒歩圏(施設半径 800m)における市内の人口カバー率は 90.6%となっております。市街地の端部などにある、カバーされていない区域を赤色の点線で囲っております。

次に 27 ページをご覧ください

ここでは、食料品店舗としてスーパーや市場からの徒歩圏を示しており、人口カバー率は69.0%となっております。

今年の8月頃に朝里インターチェンジ近くに、新たな店舗がオープンする予定となっており、カバー率は、これを含んで算定しております。

ちなみにこの店舗が無い場合の人口カバー率は、64.9%となります。

次に28ページをご覧ください。

こちらは、内科もしくは外科を有する医療施設(病院、診療所)について、 徒歩圏を示しており、全体としては、79.3%の人口カバー率となっております。

次に 29 ページをご覧ください

こちらは老人福祉施設からの徒歩圏を示しており、市内における人口カバー率は95.9%となっております。

30ページはその福祉施設の一覧を記載しております。

次に31ページをご覧ください。

ここでは、市内のバス停や鉄道駅舎からの徒歩圏を示しており、一般的にバス停は半径 300m、駅舎は半径 800mと設定されております。本市の人口カ

バー率は、87.1%となっております。

次に32ページをご覧ください。

公園等として、公園や緑地のほか、自然豊かな施設として神社を示しており、 このうち、都市計画公園につきましては、「都市計画決定面積」に対する「整備 面積」の割合は、95%となっております。

また、「その他の緑地」につきましては、99.7%の整備状況となっております。

次に33ページをご覧ください。

ここでは、社会インフラのうち上下水道と処理施設について記載しております。上水道・下水道ともに普及率は、ほぼ 99%となっております。

右下の図は、下水道施設の位置を示しており、終末処理場が3箇所、汚水中継ポンプ場が13箇所ございます。下水道の場合、汚水の輸送方法は、高低差を利用して輸送する「自然流下方式」が一般的ですが、地形の影響等のため、ポンプ場を設けて圧送する方式を採用しているものです。

次に処理施設につきましては、平成 19 年度から「北しりべし広域クリーンセンター」の供用を開始しております。この施設は、本市と積丹町など4町、1村で構成する北後志廃棄物処理広域連合が管理しており、今後少しでも長く使用できるように、長寿命化計画を策定する予定と聞いております。

次に34ページをご覧ください。このページ以降は、その他ということで、 北海道新幹線や高速道路など、広域圏との関わりや産業、最後に本市の財政状 況の資料となっております。

ご覧いただいている資料は、平成 42 年度開業予定の北海道新幹線新小樽駅 周辺整備に関する資料でございます。

新駅周辺の整備につきましては、平成 29 年にまちづくり計画を策定し、この計画の中で、土地利用について、中心市街地と連携し、大規模な商業施設の立地など、新たな核の形成を抑制しつつ、小樽の新たな玄関口としての形成を図ることとしております。また、この計画では新駅の利用者数を試算しており、1日あたり最大 1600 人としております。

次に35ページをご覧ください

ここでは、北海道横断自動車道のルートを示しております。自動車道は今年

度開通予定となっており、朝里 I Cの札幌側にはジャンクションと塩谷地域に 小樽西インターチェンジが建設される計画となっており、観光シーズンの渋滞 緩和や農水産品などを輸送する際の利便性向上などが期待されております。

次に36ページをご覧ください

本市は、小樽港と石狩湾新港の2つの港湾を有しており、どちらも長期の将来ビジョンを策定し、この方針に沿ってハード、ソフト両方の施策を進めております。

今年度、小樽港では、クルーズ船の受入環境改善と老朽化対策として岸壁や 北防波堤の改良工事が実施される予定であります。

また、石狩湾新港においては、船舶航行の安全性向上を図るため、防波堤改良工事が実施されます。

次に37ページをご覧ください。

ここでは、産業に関係するデータとして、平成 21 年と平成 26 年の事業所数を比較したデータを記載しております。

平成 21 年調査で事業所数が 100 を越えていた地域のうち、「色内2丁目、 錦町、港町」では 100 事業所を切り、事業所の総数も 6,765 から 6,090 事 業所に減少しております。

左下の表には、業種別の事業所数を一覧にしてございます。これを見ますと 「医療・福祉」の業種のみ事業所数が増えている状況となっております。

次に38ページをご覧ください。

このページの資料は、卸売業・小売業の事業所数や年間販売額の推移を示しており、平成 24 年に比べ 28 年では、何れも緩やかではありますが増加しております。

また、左下にございます販売額の内訳を見ていきますと、卸売業では「飲食料品卸売業」、小売業ではホームセンターなどの「その他の小売業」や「飲食料品小売業」の販売額が高くなっております。

この他、インターネットによる販売小売業などの「無店舗小売業」の販売額の伸びが大きくなっております。

資料の最後となります。39ページをご覧ください。

この資料は、平成 26 年度の普通会計の歳入、歳出の内訳と平成 17 年度から 26 年度までの普通会計における歳入歳出の推移を決算額でグラフにしております。

まず、歳入の状況につきましては

歳入額は、平成26年度で569.7億円となっており、内訳の上位は、地方交付税が167.5億円、地方税が134.9億円、国庫支出金が110.0億円であります。

地方税や地方交付税など使途が自由な一般財源が359.8億円、地方債や国庫 支出金など使途が決められている特定財源が209.8億円となっています。

平成17年度以降の歳入決算(普通会計)の推移を見ますと、平成20年度では落ち込みましたが、近年においては、600億円前後で推移しております。

歳出では人件費、扶助費などの「消費的経費」が約7割を占めております。 また、人件費、扶助費、公債費の3つの経費はいわゆる義務的経費といわれ 固定的性格の強い経費で歳出全体の約58%を占めており、財政硬直化の一因 となっております。

資料の説明は以上であります。

《委員長》

それでは、事務局から説明のありました都市計画マスタープランの改定に ついて、質問や意見は、ありますでしょうか?

今回は初回でありますので、どのような観点からでもかまいません。自由に ご意見をいただければと思います。

《C委員》

資料 12 ページの「図 小樽市の人口推計」について、想定 1・想定 2・小樽市独自推計とあり、想定 1・想定 2 は小樽市総合戦略で出されているものと思いますが、小樽市独自推計の意味は何なのでしょうか。

《建設部主幹》

小樽市独自推計として、青色の線で示しているものは、総合戦略の中にある 人口ビジョンで、推計しているものです。この青色の線を出生率の上昇や、札 幌などの市外への流出を改善することによって、上の想定 1・想定 2 の間に収 めていくことが人口ビジョンの内容です。

《C委員》

何故青色の線が想定1・想定2の間になく、下にあるのかが分からない。

《都市計画課長》

あくまでも小樽市独自推計(青色の線)がベースで、それから施策等の効果 を加味して推計したものが想定1、想定2であります。

《C委員》

最初に小樽市独自推計があって、施策等を行うことにより、上を目指して頑 張るという意気込みを表した数字だということで理解しました。

《委員長》

本日は初回ですので、1 人ずつ一回りご質問やご意見を聞いていきます。まずは副委員長からお願いします。

《副委員長》

私は都市計画審議会の職務代理者をさせていただいております。先ほどもスケジュールの説明があったと思いますが、都市計画マスタープランの最終的な手続きとしては都市計画審議会へ諮問をして答申を受けることになっている中で、審議会のほうでも都市計画マスタープランの今後の取り組みというのがスケジュールで示されていますし、現在の状況を踏まえ都市計画マスタープランに対する注目を集めているので、現在・将来に向けた実効性のある計画を作れたらと考えています。

また、住宅行政審議会という公営住宅に関する審議会では会長も仰せつかっております。公営住宅の管理状況について説明がありましたが、コンパクトなまちづくりということをある時点で示す中で、どういった形で今後、長寿命化していくのか、運用していくのかが大きな議題になると思います。その中で若竹団地では結局建て替えとなりましたが、より効率的な運用というものを目指していく中では、補足的な情報という形で紹介させていただきます。

もう1点、私は空き家対策会議の座長もしております。一昨年に空き家対策計画ができた中で、当面は危険な建物の除却というものが喫緊の課題というこ

とで取り組んでいましたが、その後、遊休不動産(建物)について積極的に活用していかなければならないし、また小樽市は特に景観・まち並みが重要なまちの資産でもあるため、そういう観点でもやはり空き家対策というものは大きなテーマであり、幅広く展開していこうと思っております。市の施策と都市計画マスタープランとの関係を図っていきながら参加していきたいと思います。

《委員長》

次に、D委員お願いします。

《D委員》

冒頭にも質問が出ていたと思いますが、都市計画マスタープランを策定する上では、上位計画である第7次総合計画についてしっかり認識・勉強した上で整合性をとることが非常に重要だと思います。

資料 27 ページの生活利便施設について、一覧表の中に、以前の店舗名で列記されておりますが、ずいぶん変わっていくんだなという気がしますし、朝里のほうでは 1 店舗食料品のショッピングセンターも入った数字が出ています。 どうも新しいところには目を向くが、古く改廃されているところは何故そうなったのかと現状認識をしないと次をどう考えるかということも難しいのかなという風に感じました。

資料のどこに書いてあるか忘れましたが、広域という言葉があり、その広域はどこの事を言うのかわかりませんでした。余市や仁木を指していた気がしますが、後志管内で考えた広域なのか、北海道全体で考えた広域なのか、そこの着目点によって 10 年も 20 年も先のことを考える都市計画マスタープランであるならば、どこを見てものを考えていくのかという視点が重要な気がしました。

《委員長》

広域については資料のどこのことか事務局で推測できますか。分からない場合は次回までに整理することにします。

《E委員》

資料 20 ページの学校再編について、小中一貫校という考え方はないのですね。

何故かと申しますと、塩谷地区は中学校が廃校になったため、長橋中学校に 通っている。小学校もゆくゆくは廃校となり長橋小学校に通うことになるので すが、塩谷小学校が避難所としているため、避難所もなくなるのでしょうか。

《建設部主幹》

学校の再編の計画内容については、教育委員会の所管でございますので、小中学校という形態が可能かどうかはここではお答えできません。避難所については、まだ塩谷小学校が存続しておりますので、その間については塩谷小学校を活用していくという考えでいます。塩谷小学校に替わり避難所として指定できるような施設が塩谷地域の公共施設などの中であれば、そういった場所を指定していくという考え方でいます。

《E委員》

もう 1 点、望洋台のところで、上と下に小学校と中学校があり、資料 20 ページを見ると別な地区との統合を検討されていますが望洋台小学校と中学校で小中一貫校にしたらいいと思います。

《委員長》

小中学校の統廃合はまちづくりにとって重要ではありますが、統廃合についてこの場で議論をしても場が違うため、難しいと思われます。ただ、非常に重要なことであり、地域の小中学校がなくなるということは大きな問題です。避難所の話もありましたが、それに替わる機能をどうしていくかについては、このような場で議論できると思います。

《E委員》

もう1点、都市計画マスタープランに無い話ですが、塩谷の市役所のサービスセンターと児童センターについて、耐用年数がきているためどうなりますかという話です。塩谷地区は4000人の人口があり、耐用年数がきたからといって無くされると大変なことになります。それについてはどう考えていますか。

《委員長》

これも担当の関係がありこの場ですぐにお答えするのは難しいと思われます。ただ、重要なことであります。ご意見を頂戴したということで進めていきたい

と思います。

次に、F委員お願いします。

《F委員》

都市計画をこれからどうしようかという話なのか、これからこうなるからそれに合わせた施策をどうするかという話をしていくのかはっきりさせたい。この委員会でこうしようと都市計画を計画するわけではないです。例えば空き家が増えたことに関してどうしますか、ということを意見する場だと思うので、もう少し具体的にこれからこうなるだろうというのを出していただかないと案を出しづらいと思います。

築港前の公営住宅改修をやっていて部屋を広げたり、バリアフリーにしたりしています。そういうことをやるのか、それとも今問題になっている空き家や空地の対策をどうしようとか、今流行りの民泊にするかしないか、という話が出ると思いますが、空地に対して家を建てるかどうかじゃなくて、違う利用方は無いのかと私は思います。元々1つ1つの住宅はそんなに広くは無いので、隣接の方がこの土地を取得するときに補助を受けられるとか、自分の方へ雪を置けるとか、車をそこに置けるとか、メリットがあると思うのでその辺の施策をもうすこし考えたほうがいいと思っています。

《委員長》

最初のほうでもお話ありましたが、マスタープランというのは、都市計画審議会等々で色々な都市計画の制限を緩和したり強くしたり、あるいは事業を起こしたりするわけですが、都市計画マスタープランはその基となるものです。だからその辺についてはまだ今日の段階で何も案が出てきていませんが、こういう都市計画マスタープランを作りますよというのは回を重ねるごとに出てきますので、それに対して皆様のほうから意見を伺うということで、今日は現状を見た上でご自由な日頃思っているところを言っていただくような意味合いになっています。

次に、G委員お願いします

《G委員》

資料について、将来の人口やインフラ整備について非常に厳しい予測になっておりショックを受けました。

資料 13 ページの人口密度予測図、資料 12 ページの小樽市の人口推計の値はどの値を使って作成された図なのでしょうか。

《建設部主幹》

図は一番厳しい値の人口問題研究所で出したものを元に作成しています。

《G委員》

資料 13 ページの、人口密度の部分で 2020 年の時には黄色やピンク色だった部分が、人口が少なくなっている 2040 年には中心市街地は一部赤色だが緑色や青色が広がっており、バス事業等の展開にとっては非常に厳しくなっていくと思いますので、それぞれ住んでいる方々がいるので難しいとは思いますが、ある程度の選択と集中を考えていかなければならないのかと思いました。

《委員長》

次に、A委員お願いします。

《A委員》

第1回ということで、感じたことをお聞きします。

資料21ページの都市計画道路の整備状況について、長期未整備が33路線、32 kmと説明がありましたが、以前にまち中に住んでいて家を建て替えた方に何で家の前がこんなに空いているのか聞くと、市から都市計画道路が通る予定のためセットバックしないと建てられないと言われた。また、商業地ではお店を建て替えるときに都市計画道路が通る予定のため前半分はいつでも取り壊せるような構造でなければいけないと言われた人もいた。現行の都市計画マスタープランで一方通行の非常に狭い道路でも 12mで計画されており、商店街として整備されているところでも 16mや 18mの計画のままでずっときていると考えられます。コンパクトシティという言葉でまち中居住ということが言われていますが、一方で都市計画道路の幅にいつまでも縛られ、様々な規制があり、その辺が都市計画というのは難しいなと感じました。

《委員長》

長期未整備の都市計画道路の見直し状況について事務局より説明お願いします。

《都市計画課長》

今回の都市計画マスタープランの中で見直しの考え方を議論しまして、それ を踏まえて今後見直し方針を策定していく方向で考えています。

《委員長》

次に、H委員お願いします。

《H委員》

小樽市の花や緑の状況はあまりよくなかったということで小樽駅前や観光地で 40 箇所にふるさと協働事業の助成をいただいて、実施してきました。その中で色々なことを感じたり、体験したり、色々な声を聞いた中で今回は自然と緑という分野で選ばれたということでこれからの都市計画マスタープランの方向性に経験してきたことから意見したいと思います。

私は民生委員もしておりまして、資料 9 ページの主なところが当てはまる感じです。やはり自然災害で他の地域でも大変な思いをしています。そういうことも大事なことだと思います。それと空き家・空地、私の地域にもたくさんあります。その中でも高齢者が多くなってきて現状で戻れない状況という形が結構あります。それと中学校の評議委員もしており、学校の編成だとか、子供たちの教育面の大変さとか、教育方法も変わってきますので、昨日評議委員会に出席してきたのですが、現状の体験から都市計画マスタープランの方向性の作成に参加できる一員でありたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

《委員長》

次に、1委員お願いします。

《 I 委員》

平成 20 年に小樽市は観光都市宣言をして 10 年になりますが、我々の解釈では観光都市宣言をしてあらゆる行政の方向性に観光のエキスを入れて活用するのかと思っていたのですが、なかなか表に現れていない。

資料 26 ページ以降のコンビニや医療で不便な地域に丸印があるが、ほとんどが観光地であり、観光地がまちとして不便であるというのはいかがなものかと思いますし、道路・土地・空き家・建物・一方通行・道路縁石の問題があり

ますが観光から見たときと一般生活から見たときでは違うのではないかと思っていて、観光都市宣言をしたまちが観光に対してのスタンスが部署によって全 然違い温度差があるため、見方を変えていただきたいです。

《委員長》

次に、J委員お願いします。

《J委員》

小樽として人口減少や少子化に歯止めをかけたい 10年であると第7次総合計画審議会で出てきていますけれども、これを踏まえた形で意見ができると思い委員を受けました。

小樽市が人口減少に歯止めをかけたりコンパクトシティを目指すことに対する本気度が今度の総合計画のほうでも試されると感じていますが、なかなか大きな舵取りは難しいのかなとも思っています。

都市計画の中で子供や子育て世代に優しいようなことが具体的に出てくればいいなと思っています。

資料 32 ページの公園と緑地について、整備率が 95%ということですが、 子育て世代が求めている公園とは全然違うと感じて、色々数値化するのは目に 見えるようにすることは必要とは思いますが、実質求めているものとの差を感 じています。

資料 18 ページの空き家の状況で、空き家の建物数がありそれぞれ良好・準不全・不全と分けられていますが、これらは全て家主や地主が判明している箇所のみなのか、これ以外に所有者が不明な空き家があるということでしょうか。 冬になると除雪されない家が多くて、空き家だと分かるのですが、そういう状況がどうなのかということが分かるといいかと思います。

《建設部長》

公園についてはJ委員のお話の通り、我々としても今の公園の状況が本当に ニーズに合っているのかという部分は建設部内で議論中であり、遊具の更新も していますが、遊具だけではなく公園全体を使っていただきたいと考えていま す。利用していただくための施設ですので、利用者の視点に立って、改めて公 園整備につきましても今後は見直していきたいと考えています。

空き家については、現時点では所有者を把握しているものもありますが、把

握しきれないものもあります。特に大きな問題は個人の財産放棄により所有者が分からなくなり、分かったとしても対応していただけない場合は行政としての対応がすごく難しく、除雪でいうと我々職員が応急的に屋根の雪下ろしをするといった対応をする場合もあります。そういったことも含めて所有者を全部調べましてきちんと対応していただく、また除去をすると経費はかかるが次の展開につながっていきますので今年から助成金を出す制度を作りまして推進を図っているところです。

《委員長》

次に、K委員お願いします。

《K委員》

小樽市の都市計画の中に環境の整備、住みよい明るいまちづくりというのは 基本的な考えになると思うのですが、快適な環境整備というものをある程度具 体化したものを計画に載せていただきたい。

公共建築物の耐震は将来都市計画の中で重要な問題になるかと思いますが、 公共施設の耐震化がどのような状況になっているのか、またそれらを都市計画 の中にどうやって盛り込んでいくか、その辺でお考えがあればお聞きしたい。

市街化調整区域の枠外しの件でお聞きしたいのですが、調整区域は色々な条件が整わないと用途地域等の変更等含めて枠を外すことは出来ない。ただ、今小樽には景観条例等がありまして建物はかなり制限を受けていると思います。そういう中で開発と小樽で持っている景観的な建物の保存、このエリアをバランス的に考えていかなければならないのではないか。何でも抑えるだけでは小樽の産業を含めた発展は難しくなっていく。資料 16 ページの黄色の調整区域を見ると結構空いているので、そういう中で開発していけるエリアを決めながら、ここはこういう開発はして構わないがここは景観条例と観光の問題があるから規制しないといけないと区別化したものを考えていき、そういう考え方を都市計画マスタープランに盛り込んでいければいいのかなと思っています。

《委員長》

調整区域の活用については都市計画マスタープランで議論して、策定した後で具体的な調整区域の利用の仕方について別途議論すると思われます。でも方向性については策定委員会で議論すると思います。環境についても同じ話にな

ると思いますが、耐震化率とかについては事務局どうですか。

《建設部主幹》

市有建築物の耐震化率は平成27年度末時点で、約77%になっています。

《委員長》

そういったものを、都市計画マスタープランの中に盛り込んでいきますか。 公共施設や一般の住宅も含めて、不燃化などの耐震化の議論はこの中でする のですか。

《建設部次長》

建物の耐震化について、小樽市は平成29年2月に耐震化促進計画というものを策定していまして、その中で民間の建物の耐震化と市で所有している建物の耐震化に対して目標を定めていますので、整合性を図りながら都市計画マスタープランで触れていくことはいいと思います。

《K委員》

特に耐震化が必要な建物は、避難所になっていることが多い。本当に市としては耐震化を施していくのか。

《建設部長》

市としては耐震化されていないから機能をなくしていくという考えではありません。現状では耐震化されていない施設もあるし、老朽化している施設もあり、一方人口が減っていく中で、現状の機能を個々の施設で維持していくことは困難になっていくと考えられるものですから、それを複合的にして効率的に使っていきましょうという計画を進めている段階です。市としても耐震化しても経費がかかるため、2つや3つの施設を1つにして効率的に維持管理をしていきましょうというのが今の考えです。耐震化されていない施設につきましては、順次整備していきたいと考えています。ただ具体的な計画はまだ示されていないため、ここで示すことはできません。

《委員長》

次に、L委員お願いします。

《L委員》

空き家が非常に目立ってきています。空き家にもパターンがあり、倒れかけている危険なものと少し手を加えれば第三者が使えるものです。市として空き家対策会議をしていますがこれについてどう考えていますか。

対策する上で 1 番のネックとなるのが空き家を取り壊すと固定資産税が上がるので、壊したくても壊せないということ。そのため、税制面から考えていかなければいけないと思います。

小樽は高齢化が進んでおり、お年寄りの方々が快適な生活を送るためには生活道路が1番重要な問題であります。桜町地区でも市道は何十本とあるが、途中で途切れていたり未整備なところがかなりあります。これらの道路は資料21ページの都市計画道路の未整備とは違うものですが、市としてはどういう対応をしていく考えなのか。

私はコンパクトシティを作るということについて賛成です。小樽の中の市民会館や総合体育館が老朽化しており、そういう中でコンパクトなまちづくりをするのであれば総合運動公園を作るという考えはあるのか。

《委員長》

空き家については重要なご指摘だと思いますが、税金の話までいくとなかな かすぐにはいかない話だと思われますが今後議論していきたいと思います。

市道については都市計画道路として開発が進まないから都市計画をやめるか、 一方で都市計画ではない市道もどう整備していくかも議論があると思います。

《建設部長》

空き家については先ほどお話させていただきましたが、解体する空き家については整理をして、解体を推進するために助成制度を設けましたので、これで推進を図っていきたいと思います。

市道については修繕等のことだと思います。それについては我々の建設事業 課のほうで現場を確認しながら随時やっていますが、市内に市道がたくさんあ り、なかなか全体的に行き届いてないところが確かにあるため、地域の要望を 受けながら随時対応していきたいと考えています。

総合公園についてあってはいいと思いますが、小樽の地形を考えるとそれなりの土地がなかなか無いというのもあります。今後教育委員会でどう考えてい

るのかもありますし、土地の問題があると思われます。

《委員長》

次に、B委員お願いします。

《B委員》

この場で 20 年先のことを議論すると思いますので、人口だけではなく 20 年後どんなまちになっているかを議論するのか確認したい。

今の総合計画の中に 1 人当たりの年間市内バス利用回数を現状値 81.5 回 (平成19年度)より、増やしますという目標があります。

20 年後に高齢化して多分自家用車に乗る人が減っていくが、住むところが 変わらないため、バス路線をしっかり残したいとなるはず。そのために皆で利 用率を上げる努力をしなければいけないと思います。 そういった 20 年後のイ メージについて議論できるような進め方をしていただきたい。

上位計画にどれくらい拘束されるか以上に小樽市の財政に拘束されると思っ ています。15 年前に作った都市計画マスタープランの概要版を見たときに、 「開発」という言葉が 1 箇所しかなくほとんどが「維持」となっており、15 年 前の計画時点でお金が無く開発という言葉がなかなか使えなかったのだと思い ます。資料 39 ページで義務的経費について多くの割合を占めており、お金が 無いと説明がありましたが財政部が出している資料でも、財政状況が厳しいの で、お金が無い中で議論しても寂しいので、そこは我々の制約事項なのかなと 思いますので進め方に工夫が必要であると感じました。

《委員長》

20 年後のまちのイメージはまさにその通りで、都市計画マスタープランを 作る段階で資料を出しながら議論していきたいと思います。

財政について最近は、民間の力を借りた PPP とか PFI を新たな視点として 考えていかないと新たな施設を作ることはなかなか難しいと思います。そうい う視点も都市計画マスタープランの背景として考えていく必要があると思いま す。

次に、M委員お願いします。

《M委員》

個々の問題を突き詰めていくことは比較的スムーズにいくと思いますが、問題は全体です。全体方針の中で7つの課題、それに基づいて目標があり、部門別の方針がありますが、問題は実現です。計画はある程度は立てられるが問題は立てた計画をどう実践していくかだと思います。そのためには私達市民・現場の方々にも相当な覚悟と我慢が必要だと思います。新たな小樽のまちづくりは出来ないと常日頃感じています。

《委員長》

次に、C委員お願いします

《C委員》

今回の都市計画マスタープランの上位計画には当たらないですが北海道総合開発計画というものがありまして、その中に「世界の北海道」というキャッチフレーズを作っており、それをもじって小樽開発建設部では「世界の後志を目指して」というキャッチフレーズで色々な取り組みを行っています。小樽は道内の中でも元気のあるまちだと思っています。「世界の小樽を目指して」という言葉を使ってもいいくらいじゃないかとも考えています。

今回の都市計画マスタープランを検討するに当たっては、将来的に住んでいる人が住み続けたい、他のまちからも小樽に住みたいと思えるような夢のある計画になるように議論ができればいいなと思っています。

《委員長》

次に、N委員お願いします。

《N委員》

資料 12 ページの人口推計について、今は約 12 万人ですが、2040 年の市の推計では約 7 万 5 千人、2060 年には約 4 万 7 千人と今の半分以下になります。市の想定で人口を減らさないよう頑張っても 2060 年には約 6 万 9 千人と今の大体半分になります。

小樽市の人口が半分になることを想像すると、そこら中が空き家だらけで残っている人も高齢者が多くなるため、年金生活の方が多くなっていくと思われます。そうすると税収は減るが、12万人いたときに使っていた公共施設はその

まま建っていて、維持し続けなければならないという状況となった時にどうな るのかを考えていくべきと思います。

B委員からもありました 15 年前の都市計画マスタープランの時に開発する という言葉が全然無く維持していくことしかなかったことについて、今回も維 持することだけで計画を作ると20年後40年後がとうなるのか心配です。

世の中ではコンパクトシティの流れになっており、今最大限に広げた市街地 をコンパクト化して優先的に住む場所を決めて、そこに公共の施設を集約して 中心市街地とその場所を公共交通で結び、便利にして住めるようにしよう。と いうのが流れだと思われますが、それをやるためにはものすごいお金と決断力 が必要になってきて、この会議で決めることではないと思いますが今後求めら れるのは大改革の決断を如何にしてやるかが求められています。

少しでもそういう方向に持っていけるように皆さんと考えていきたいと思い ます。

《委員長》

今のお話は重要なお話だと思いますが、北海道全体で見ると小樽市だけがそ うなるのではなくて、札幌市を中心とした道央都市圏はほかとは多少違う状況 になりますが、他のまちは同じような状況になる。小樽市は、道央都市圏にあ りながらそのような状況(加速度的に人口が減少する)になってしまうという ことですが、工夫の仕方によって他の都市圏とは違って解決の方法が出てくる かもしれない。非常に重要なご指摘だとは思います。

ここまで全員の方にご発言をいただきました。全体を通して何かご発言があ ればお聞きして、本日は終了したいと考えております。

よろしければこれで終了して、事務局へ返します。

《建設部主幹》

本日は、暑い中、長時間にわたり参加いただき、ありがとうございました。 次回の委員会開催は、11月中旬を予定しております。現状と課題のほか、現 行計画の取り組み状況や市民アンケート結果の報告などを議題とさせていただ く予定でおりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

16:08(終了)